

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文(抄)

○宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)(第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十三条第一項た だし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八 条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項た だし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項 ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、 第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十 一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三 条の二第一項第三号及び第四号(これらの規定を同法第五十七条の 五第三項において準用する場合を含む。)、第五十五条第三項各号 、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書 、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第一項 ただし書、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号 及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第 二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに 第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三 項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六</p>	<p>(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十三条第一項た だし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八 条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項た だし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項 ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、 第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十 一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三 条の二第一項第三号及び第四号(これらの規定を同法第五十七条の 五第三項において準用する場合を含む。)、第五十五条第三項各号 、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書 、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三 項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八 条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、 第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三 項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八 十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六</p>

条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三(二十七) (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 (略)

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六

の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第二項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三(二十七) (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 (略)

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六

条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の三第一項及び第二項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十二 (略)

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項

三十四〇三十七 (略)

2・3 (略)

条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十二 (略)

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二十

三十四〇三十七 (略)

2・3 (略)

